

令和6年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年4月10日（水） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	4番：塚本 壽
5番：田口 昭広	6番：坂口 武八	7番：寺本 眞理子
8番：尾上 春樹	9番：山田 和治	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

3番：告宮 幸一

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次		

（欠席：2名）

5番：田口 宗一 15番：瀧上 米作

○農業委員会事務局：3名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

主 事：平松 泰義

（欠席：1名）

係 長：大浪 和典

○議 事

日程第1	報告第6号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第2	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第11号	農用地利用集積計画の審議について
日程第4	議案第12号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和6年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、3番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がありますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、4番の〇〇委員、5番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に認可について。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。</p> <p>設定期間は、再設定の5年間となっています。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>2番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。</p> <p>設定期間は、再設定の5年間となっています。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>3番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。</p> <p>設定期間は、再設定の5年間となっています。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>4番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p>

	<p>耕作する作目は水稻です。 設定期間は、新規設定の5年間となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>5番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。 設定期間は、新規設定の5年間となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>6番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。 設定期間は、新規設定の5年間となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>7番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は果樹です。 設定期間は、新規設定の5年間となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>8番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻です。 設定期間は、新規設定の5年間となっています。 賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。 報告第6号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第6号については、これで終わります。 次に、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p>

農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、たのうら御立岬公園駅の南西側、約250mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、畑として営農されており、譲り受けたあとも引き続き野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人が耕作管理を行っているため譲受人に譲り渡す。譲受人は自宅に接し、耕作管理を行いやすく、申請地にて耕作管理をしてきたので継続して耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、田浦阿蘇神社の南側、約110mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、畑として営農されており、譲り受けたあとも引き続き野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、自宅近くの申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、中木場ツクールバス停の西側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、田及び畑として利用されており、譲り受けたあとは水稻及び野菜を栽培し、適正に管理するとのことでした。

	<p>総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を7番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明の通りです。
議長	<p>次に2番の案件については、私が担当委員ですので説明します。</p> <p>生前贈与ですのでなんら問題ないと思います。</p> <p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	事務局、議長の説明の通りです。
議長	次に3番の案件を6番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>田んぼもきれいに管理されておりなんら問題ないと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明の通りです。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番について、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第10号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第11号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>使用貸借権設定の部</p> <p>1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第11号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第12号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p>

	<p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、たのうらインターチェンジの北東側、約800mの場所です。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。</p> <p>写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件については、私が担当委員ですので説明します。</p> <p>申請地は広く斜面で耕作も困難であるため、問題ないと思います。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、議長の説明の通りです。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第12号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番の案件について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p>